

高橋孝夫議員の質問

○町田義昭議長 次に、順位7番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 おはようございます。

私は長井市のまちづくりが誤りなく展開されるようお願いながら一般質問を行います。

通告しております3点について、順次質問申し上げますので、それぞれ明確な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、児童センターの運営についてです。

本年9月定例会で、児童センターに指定管理者制度を導入することと、同時に指定管理者制度導入の児童センターにおいては、1つは、延長保育を実施することとし、利用料金を月額1,500円とすること、2つは、3歳未満児も受け入れることとし、その際の児童センター使用料は、3歳以上の児童とは異なり月額1万6,000円とすることを賛成多数で決定したことはご案内のとおりです。

そして今12月定例会には、9月定例会の条例改正を受けた形で、議案第93号 指定管理者の指定についてということで、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を致芳児童センターの指定管理者とする内容の議案が提案をされています。

私は、9月定例会の議決事項と今回提案されております議案の内容について理解できない点がありますので、以下2点に絞ってお伺いしたいと思います。

第1点目は、年齢で使用料に差が生ずることは整理が必要ではないかについて、伺います。

先に申し上げましたように、9月定例会では致芳児童センターに指定管理者制度を導入する

ことと、あわせて延長保育を実施すること、そして3歳未満児も受け入れることとし、その際の使用料は3歳以上の児童とは異なり月額1万6,000円とする内容の議案を可決しました。

使用料に児童の年齢によって差が出てくるということには、私はなかなか納得できないものを感じています。

使用料について、地方自治法では次のように規定をしています。地方自治法第225条では、地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができるとしています。

そして、同じく地方自治法第244条では、第1項で、地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設を設けるものとするとしており、第2項では、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとし、第3項では、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならないと規定しています。

いわば、行政財産や公の施設の使用、利用の対価としてその使用者、利用者から徴収する金銭を使用料と規定するとともに、利用に当たっては差別的な取り扱いをしてはならないというのが地方自治法の趣旨だと私は理解をしています。

しかし、このたびの条例改正は、この地方自治法の趣旨を超えているのではないかを感じます。9月定例会厚生常任委員会では、このことについて佐々木謙二議員や蒲生吉夫議員が取り上げておられます。しかし私は、議事録を読んでも当局の説明内容を理解することができませんでした。

厚生常任委員会では、総務課長や福祉事務所長が答弁をされていますが、その内容は、「県

の文書課の法令担当の部門の方に相談させていただいていろいろ指導をいただきました経緯がございます。使用料についても照会をさせていただいて、合理的な理由があり問題がないというふうな判断を私はいたしました」とか、「長井市の児童センターは、自由来館型の児童館の設置目的とは異なりまして、保育機能を持った児童福祉施設でございます。そのような中で、使用料は保育サービスの対価として月額料金として設定させていただいているところでございます」とか、「使用料の積算において国の基準を参考にさせていただいたわけですが、いろいろな経費の対価として使用料をご負担いただくという点から考えますと、保育時間は同じでも、2歳児については6人に対して1人の保育士をつけて対応しておくということからも、何ら合理性に欠けるものではないと考えております」というものでありました。

私は、これらの答弁の言わんとするところが理解できません。議事録を読む限りでは、当局は、3歳未満児を受け入れるに当たって現存の保育料との調整を図ったのではないかと感じますが、この判断は本当に正しいのでしょうか。私は甚だ疑問を感じます。

そこで総務課長に伺います。1つは、県の文書課に照会をされ、指導を受けて判断をしたと答弁されておりますが、具体的に今回の条例改正で間違いないとする根拠は何に基づいているものなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

2つは、保育料との関連で伺います。昭和44年3月13日の行政実例では、「保育料は負担金であって使用料ではない」と、明確に保育料の性格を定義づけています。

議事録を読む限り、その保育料の徴収金基準を参考にして、児童センターにおける3歳未満児の使用料を月額1万6,000円と規定したと感じられますが、性格の異なる種類のものを同列

に並べて当てはめていくことが果たして妥当な判断と言えるのでしょうか。

負担金は、一定の事業について特別の利害関係を有する者に、その事業の施行に要する経費の全部または一部を、その事業の施行による受益の程度に応じて強制的に課するものとされています。

さきに申しあげました使用料の性格とは大きく異なる制度であると考えます。

保育料徴収金基準をほぼそのまま使用料に適用させること自体に無理があると考えます。このことは、どういうふうに整理されたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

私は、使用料として徴収する場合は、あくまで地方自治法第244条第3項の規定にある、不当な差別的取り扱いをしてはならないという条項が遵守されなければならないのではないかと思いますが、あわせて見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、市長に伺います。

申しあげましたように、9月定例会での条例改正、特に児童センターで3歳以上と3歳未満児の使用料に差を設けることは、もっと法令の理解と整理が必要ではないかと私は感じます。私は、住民から要望がある3歳未満児を児童センターで受け入れることは大切なことと考えますが、だからといって法令等を都合よく解釈していくということはあるのではないかと考えます。

私は、本年3月定例会で、「3歳未満児受け入れや延長保育、さらには園内給食などの実施を図るには、現状の児童センター方式では無理がある」と申しあげました。

答弁では、認定こども園などの考え方も出されたわけですが、これらもあわせて整理する必要があるのではないかと考えます。市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

9月定例会での条例改正で今後は臨むという

+

のであれば、少なくとも期限を切って実施をし、早急に整理を図っていくという姿勢が必要と考えますが、あわせて見解を伺いたいと思います。

第2点目は、指定管理者とする認定結果では妥当と判断できないのではないかと、について伺います。

致芳児童センターの運営を、来年度から平成26年度までの5年間にわたって社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者とする議案が提案されていることはご案内のとおりです。厚生常任委員会に示されました資料によりますと、非公募方式で選定審査会が開催をされたということであり、審査会での採点集計表をいただきました。それを見ますと、8名の審査委員で平均点数は76点ということになり、60点以上を合格とするという基準はクリアをしたということのようです。

しかし、その内容を見ますと決して単純ではないし、本当にこれでやっていけるのだろうかとか心配になったことも事実です。採点結果は確かに平均76点となっていますが、問題は個別の審査項目や審査基準を見なければならぬと思います。

具体的に申し上げますと、1つは、10項目の審査基準のうち、60点以下という点数の項目が半分の5項目あること、2つは、5つの審査項目の平均値を見れば、施設の管理運営方針に関することは66点、施設の維持管理に関することでは59点、収支計画に関することは58点、運営手法等に関することは63点、財務基盤に関することは58点となっております。

長井市の指定管理者制度に係る基本方針では、「公の施設に対する市民のニーズにこたえるため、管理運営に民間事業者などの持つ技術やノウハウをこれまで以上に生かしていきます。また、住民サービスの向上と経費の効率的な活用を図っていきます」としていますが、重要と思われる審査基準の採点結果がこのような実態な

のです。これで本当に指定管理者として任せるとい判断ができるのだろうかとか疑わざるを得ないものとなっております。

特に、施設管理の体制は十分か、防災等安全面の配慮は十分か、収支の積算は適切か、収入増、経費縮減の方策は、財務状況は健全かといった認定基準項目で60点以下の点数という状態は、決して安心して指定管理者として妥当とする判断材料にはならないと感じますし、逆に心配な点が多いと思ったところです。

9月定例会での私の一般質問に対して、市長は、「平成17年からはなぞの保育園、19年から清水保育園を社会福祉協議会に移管し、保育園の運営をしていただいておりますけれども、市民の信頼も厚く良好なサービスを提供していただいております。児童センターについても順次社会福祉協議会に指定管理者としてお願いしていきたい」と答弁されております。

確かに、保育の面では良好なサービスを提供していただいていると私も思いますし、保育の現場では多くの保育士さんたちが懸命に頑張っておられると感じています。しかし、保育業務は一部門であり、本体の社会福祉協議会そのものの評価は申し上げたとおりであります。現場で働く保育士さんを指定管理者とするのではないのですから、経営体としての社会福祉協議会そのものがどういった実態にあるかが審査のポイントとなると思います。その意味から見れば、甚だ心もとない組織を非公募で選定したものだと感じます。

そこで、福祉事務所に伺います。総合点数ではなく、個々の審査基準や審査項目ごとに見たときに、どのように感じられたのか、率直にお聞かせいただきたいと思います。同時に、今後、社会福祉協議会に対して、どのように指導監督されようと考えておられるのか、どういふ点で改善を求めていくお考えなのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

市長に伺います。1つは、この採点結果をどうとらえられたのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

私は、採点結果を見れば、長井市社会福祉協議会は指定管理者としての審査基準を満たしてはいないのではないかと感じますがどうでしょうか。見解をお聞かせいただきたいと思います。2つは、これまでのような審査や採点方式、あるいは合格点の設定のあり方などについて見直していく必要があると私は考えますが、どうでしょうか。

市民サービスの重要な部門を指定管理者とするわけですから、当然にしてその審査基準等は相応な評価が求められてしかるべきものと考えます。

しかし、「総合点数で60点であればいい」という現状の審査基準では甘いのではないかと感じますし、それぞれの審査項目や基準で一定の水準を設定していくことが求められるのだと思います。

特に、非公募とする場合においては、選定基準は公募の場合よりも高目に設定していくということが必要だと私は考えます。

平成18年1月に策定をされてから4年間で経過していることや、これまでの実践を踏まえて、基本方針やガイドラインを見直していく時期にあると考えますが、このことについても市長の見解をお伺いしたいと思います。

質問の第2は、職業訓練協会の動きと市の考え方、支援策は、についてです。

9月定例会で、勤労センター等の指定管理者制度導入に関して質問させていただきました。職業訓練協会が、新たな役員体制となったこと、その体制のもとで何とか再建をしようとしていることなどの答弁がありました。

そこで今回は、視点を変えて質問をさせていただきます。

第1点目は、現状の動きをどうとらえている

かについて伺います。

1つは、経営上の課題について、商工観光課長に伺います。補助金問題以降、訓練協会そのものが展開をしていた業務内容にさまざまな制限などがあったということや、業務内容が縮小傾向にあると言われておりますが、現状はどのようなになっているのか、率直な状態についてお聞かせいただきたいと思います。

また、そういった中で、協会自体が再建に向けてどのような対応をとられようとしておられるか、あわせてお聞かせいただきたいと思

います。2つ目は、市長に伺います。仄聞するところによりますと、協会内部では、補助金問題に端を発した協会の財政運営にかかわって、告発をするという動きがあるとのこと。内容についてはお聞きしませんが、こういった動きを市長はどのようにとらえておられるか、お聞かせいただきたいと思

います。第2点目は、まちづくりを進める上で協会をどう位置づけ活用しようと考えておられるかについて、市長に伺います。

訓練協会が母体になって展開をしている職業訓練校の存在と業務展開は、今日的には極めて大切な存在と私はとらえています。特に、景気低迷が続き、職につこうとしてもなかなかままならないという現在の状態では、資格や技術を身につけるということは、職を求めている人すべてがその大切さを身にしみていると思

います。同時に、将来的には、長井市のあらゆる企業に、訓練校で学び育った技術を身につけた技能士が活躍をするということが実現することが、長井市や近隣地域が目指す、ものづくりのまちづくりにもつながっていくと考えます。

私は、そのためにも、長井市のまちづくりには職業訓練協会は欠くことができない大事な場と考えています。平成16年3月に策定されまし

+

た第4次長井市総合計画には、第2部の基本計画で第3項、受注開拓と産業人の育成・活用・起業による工業のまちづくりの項で、工業を担う人材の育成と活用として、営業、技術力向上のための取り組み支援すると触れられていますし、第5項の能力を発揮し安心して働ける環境づくりでは、雇用促進策として職業能力の向上、自己開発の支援を行うこととしています。

しかし、それをどこでどのように展開していくのかについては何ら触れられてはいないのが実態です。

第4次長井市総合計画を具体化する意味でも、長井市のまちづくりにとっても、職業訓練協会、そして職業訓練校の位置づけを明確にしておくこと、そして活用を図ることは大事なことと考えます。

総合計画は5年毎にローリングしていくこととされていますが、その際には、職業訓練校の位置づけを明記することが必要と考えますが、市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思ひます。

長井市には優秀で技術力の高い労働力があると言われるようなまちにしていくことが、ひいては将来の企業誘致や人口増につながる大事な施策と考えますが、あわせて市長の見解をお聞かせをいただきたいと思ひます。

第3点目は、市の支援策について、市長に伺います。現状の職業訓練協会や職業訓練校は、経営的にも、実際の生徒数などでも余り実力を発揮できていないというのが率直な実態ではないかと私は感じています。これでは、宝の持ちぐされとなってしまうかねません。職業訓練協会や訓練校が持っているさまざまな能力などをいかに発揮させるのかという視点で、市ができることを具体的に側面から支援をしていくということが大切なことと考えます。

補助金を出すということではなく、1つは、訓練校でこういった技能訓練が行われ、どうい

った資格を得ることができるのかといった宣伝を、市の広報等を使ってこれまで以上に展開をしていくこと。2つは、訓練協会の会員を拡大するために、商工会議所などを中心に働きかけを強めることなどを当面、側面からの支援策として展開していくことが求められていると考えますが、どうでしょうか。市長の考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

質問の第3は、国・県の直轄事業負担金の動向と市の考え方についてです。

国の直轄事業負担金については、その廃止に向けた動きが全国知事会などで活発化していることはご案内のとおりです。私も、各種報道を見て、廃止すべきものと感じています。翻って、市町村と県の間にはそういったものはないのかといえば、そうではないと思ひます。

そこでまず、建設課長に伺います。平成20年度決算と21年度予算では、県事業負担金はどの程度あるのか、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。その上で、市長からは、これらの負担金に対する見解をお聞かせをいただきたいと思ひます。負担金を準備できないばかりに、新規の事業要望もできないなどという事態をなくするためにも、そして脆弱な市町村の財政を少しでも改善するためにも、廃止に向けた取り組みを長井市から展開していく必要があると私は考えますが、市長の考えをあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、1番目の児童センター運営についてでございます。

(1)の年齢で使用料に差が生ずることは整理が必要ではないかという点でございますが、児童センターについては保育に欠ける、欠けな

いにかかわらず入所ができ、保育サービスを受けることができる児童施設として、昭和40年代初めから地域の皆様から愛され、たくさんのご協力をいただきながら運営されてきたところがございます。しかし、近年、少子化の進行あるいは就労の多様化によりまして、平成10年度の入園児数が476名から平成20年度の入園児数は273名となっており、この10年間で43%減少しているのが現状でございます。今後ますます園児数が減少すると見込まれることから、集団保育の役割、地域コミュニティとしての役割、子育て支援のあり方について総合的な検討が必要になってきているというふうに考えております。

また、児童センターを利用している保護者の方からも、3歳未満児の受け入れや保育時間の延長、さらには給食の実施など、家族構成や就労形態の変化とともに多様な要望が寄せられております。

先週金曜日、鳩山内閣は2009年度2次補正予算案に盛り込む予算原案を示しましたが、その中でも幼稚園と保育所の一元化を含む保育分野の改革について、平成22年度前半をめどに基本的な方針を固めるというふうにされております。平成18年から保育園と保育所のよいところを生かす施設として認定保育園の制度がスタートしておりますが、子供が減少する中で親の就労の有無にかかわらず利用でき、乳幼児が少ない地域においてもある程度の規模の子供集団を保ち、子供の育ちの場を確保できる施設であることから、本市の児童センターの運営目的等もあっておりまして、今後の制度の動向を見守りながら有益な制度活用に向けて検討を進めていきたいと基本的に考えております。

(「認定保育園でなくて認定こども園です」の声あり)

○内谷重治市長 そうですね、はい。

2点目の、指定管理者とする認定結果では妥当と判断できないのではないかとこの点でござ

いますが、これにつきましては採点の集計表、これをお渡ししているわけですが、80点満点で集計となっております、実際のところ100点満点で換算をしなければならなかったと、それが単純集計された資料をお渡ししているようございまして、大変誤解を招くものであり、適正な資料ではなかったのではないかとこのように指示したところでございます。そんなことで100点満点に換算したところで判定ができるような集計表を作成しておく必要があるというふうに思っております。

この場合、平均点は76点ございまして、施設の管理運営方針に関することは83点、運営手法に関することは79点となっております、決して基準を満たしていない点数ではないというふうに考えております。5つある審査の項目やそれぞれの審査基準等については、制度導入時において検討を重ねて設定したものと理解しておりますが、社会情勢の変化や選定ポイントの見直しなど柔軟に対応していく必要があると思っております。特に非公募の場合の取り扱いについては、他の先進自治体の事例などを集めながら今後に向けて検討、研究をしてみたいというふうに考えております。

3点目の質問でございますが、これは2番目の職業訓練協会の動きと市の考え方、支援策はということでございます。これ3点ほどあるわけでございますが、(1)の現状の動きをどうとらえているかということについて、これは商工観光課長の方から答弁いたさせます。私の方からは、補助金問題に端を發した告発の動きと、(2)のまちづくりを進める上で協会をどう位置づけ活用しようと考えているのかと、(3)の市の支援策を具体的に進めていくことが求められていると思うがどうかということについて、お答えいたします。

長井職業訓練協会でございますけれども、職業訓練法人ということで山形県から認可され、長

+

井高等職業訓練校を運営しております。西置賜では唯一の公的職業訓練機関と位置づけられているところです。補助金の不正受給に関係した役員の告発ということに関しては、関係したのは当時の職員でありまして、役員の方はほとんど知らされておらず、発覚後に説明を受け初めて知ったという方がほとんどであったと聞いております。そんなことから、市では職業訓練校に対して補助金を交付しておりますけれども、運営の内容を詳細に把握できておりますけれども、協会、その法人内部の件については市の監督権限等々ございませんし、あくまでも今年度までは所轄外ということで把握はしておりません。あくまでも協会内部の全職員との協会役員との問題というふうに考えているところでございます。

続きまして、(2)と(3)でございますが、長井市の有効求人倍率は、ことし10月末現在で0.30倍となっております。求職者数も4月の1,917名から減っているものの、相変わらず1,488名と高い状況でございます。このような中で、求職者に対する職業訓練のニーズは非常に高いものと認識しております。現在、職業訓練校では、従来の建設関連の講座のほか、求職者向けのパソコンの委託訓練、また平成20年度からは新たに機械科の技能士資格取得のための講座の準備を進め今回そういった講座、また監督者訓練なども行っているところです。そのようなことから、高等職業訓練校の存在は非常に大事なものと、重要なものと認識しており、昨年の不祥事があったものの、長井市としては変わらない支援を行っていくことを過日申し上げたところでございました。

補助金の交付などはもちろんのこと、議員がおっしゃられた会員の拡大、あるいは市報などを活用した広報宣伝活動などは重要なことでございまして、今後、協会と協議して取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、国、県の直轄事業負担金の動向と市の考え方についてお答え申し上げます。

昨年から、知事会等々で取り上げられてきました国の事業、これは維持管理、道路河川整備等の直轄負担金でございますけれども、新政権のマニフェストにも見直す方向が出されております。これを受けまして、国の平成22年度国土交通省の概算要求でも、維持管理について地方負担収入、いわゆる直轄負担金を求めないものと仮置きして要求されております。

具体的には、維持管理費の縮減に最大努めるものの限界があることから、建設事業に充ててきた国費で維持管理費を補う一方、建設事業の事業量に勘案した額を要求すると。なお、直轄事業負担金のあり方については、今後関係府省と調整しつつ、予算編成過程で検討するとされているところです。したがって、整備の事業量を減らし維持管理にその予算を回すということではないかと考えております。

県事業に係る市町村負担金ですが、地方自治法第27条に基づき、市町村が利益を受ける場合には事業費の一部を負担するという制度がございます。本市としては、毎年市民生活に直結する道路等の基盤整備を始め、諸施設の施設要望を行っておりますので、現在の基準における負担についてはいたし方ないというふうに考えておりますが、県において国の直轄事業に係る負担金のあり方の方向性について、動向を踏まえた検討課題としていることとこのこととございまして、本市においても近隣市町の意見をお伺いしながら、自治体の実情等を訴え、県と十分検討していくべき課題であるというふうに考えているところでございます。

私の方からは以上です。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 高橋議員の質問にお答えいたします。

まず、お断り申し上げたいと思いますが、先ほど議員の説明にもございましたように、さきの9月定例会におきます厚生常任委員会での答弁、これが私の下敷きになっておりますので、これから申し上げること、ちょっとその部分とダブる部分がございますけども、ご容赦いただきたいと思っております。

公の施設について規定いたしました地方自治法第244条第3項、この規定は議員のただいまのご説明にもございましたとおりでございます。不当な差別的取り扱いをしてはならないとされております。この不当な差別的取り扱い、これに該当するかどうかということについては、これはもう個々具体的に判断をするほかないと。ずばり長井市の児童センターにおいて、2歳児、3歳児未満と、3歳児の使用料について差を設けることがどうなのかということになりますと、これはやはり一つの条文にすばっと書かれているわけではございませんので、やはりさまざまな事例とか、あるいは法の趣旨等を勘案しながら判断をしていくほかはないというふうに私は考えております。

物の本を見ますと、この不当な判断、差別的取り扱いの判断という部分に当たりまして、一般的には公の施設の利用に当たりまして、信条、性別、社会的身分、年齢等によりまして、合理的な理由なく利用を制限しあるいは使用料を減額するなど不当な差別的取り扱いをしてはならないというふうに規定をされております。

この具体的に不当な差別の判断でございますが、長井市の例えば体育施設の使用料条例、使用料、この関係をちょっと考えてみますと、それぞれ条例の中に武道館ですとかプール、体育館、市民プール、料金が書かれているわけでございますね。この使用料、まさにこれは使用料なわけですが、これについては明確に小中高生の場合あるいは一般の場合とか、いわゆる年齢によって差が厳然としてございます。これは

当然合理的な理由があるからということの判断でこのような条例が制定されておる、使用料もそういうふうな運用をされておるということだろうというふうに思います。

このたびのこの福祉事務所の件につきまして、私ども最終的に総務課の方で判断をするに当たりまして、福祉事務所の方からは議員も今、説明いただきました内容でございますが、保育料の徴収の基準、これはまさに名のとおり保育でございます。国の方の保育でございます。長井市の児童センターの場合は、これはもう今さら申すまでのこともないわけでございますが、成り立ちからそもそも保育園という形ではなく、運営をしてきたという経緯がございます。しかし、実態は保育園に近いということで、保育に欠ける、欠けないのその判断はないという部分のところは、市長先ほど申し上げたとおりでございますけども、そういったことで実際にお預かりするお子様が3歳未満の場合となりますと、これは安全・安心のためにマンパワーをどれほど充実をしなければならないのかとか、そのための経費的にはどのくらい増加するのかとか、さまざまなシミュレーションが必要になるということでございます。

実際に国の基準については、今改めて申すまでもないことでございますが、2歳、3歳未満児のところは手厚く職員を配置しなければならないと、簡単に申し上げますとそのような対応になっております。ほかの類似の施設を持つほかの団体、県内で例えば児童館、児童センターという形で実際には保育業務をやっている自治体、そういったところはどのようなふうな運営をしているかというようなことも、福祉事務所の方からいろいろ資料などもちょうだいをして調べたところでございます。

具体的には、鶴岡市さんの事例なども調べさせていただきました。児童館設置及び管理条例、児童館の使用料月額ということで定められてお

+

ります。しかし、実際は3歳未満と3歳児と分けた形で料金を設定をしておるといふようなことでございます。

だからというわけではございませんが、あくまでそのような法的な部分でずばり持ってこられる部分はございませんけども、法の趣旨、それから置かれた状況、他の団体の状況とか、あと国の考え方はどうなのかと、その部分のところを全部総合的に勘案して、最終的には、ご質問の中に説明のところではございましたけども、間違った判断できませんので、上級機関である県ご当局のご判断もお聞きをしたというふうな経緯でございます。私の方からは以上でございます。

○町田義昭議長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の児童センターの運営について、指定管理者とする認定結果では妥当と判断できないではないかについて、お答えいたします。

先ほど市長からもありましたけども、採点集計表の合計点ですけれども、こちらになりますけれども、審査委員お一人当たり10点満点制の8人の委員の審査でございましたので、80点満点の点数でありまして、100点満点に読みかえますと、すべて70点以上、最低は65点でございましたけれども合格ラインをクリアしているということを申し添えます。大変紛らわしい採点集計表を提出いたしまして、おわびを申し上げます。

それでは、採点集計表の10項目の結果について、置きかえますと上の方から、いいですか。

○10番 高橋孝夫議員 これはわかりました。すみません。

○船山祐子福祉事務所長 わかりました。

それでは、私にご質問のありました第1点目の、個々の審査項目ごとに見たときに、どのように感じたかについてお答えします。

利用者の利便性の向上やきめ細やかな事業内容、人員体制など、保育業務に関する項目につきましては、清水・はなぞの保育園の実績があることから、高い評価がなされたものと安心して任せられるものであるなということを感じたところでございます。

反面、収入増や経費縮減などの収支計画については、65点ということで低い評価でございました。これにつきましては、児童センター業務につきましては指定管理者として収入増を図るということはなかなか難しい事業であることから、いたし方ないことかなということを感じたところでございます。全体的には、70点以上の結果でございましたし、安心して社会福祉協議会の指定で妥当であるというふうなことで感じたところでございます。

2点目の今後どのように指導監督するのか、どういう点で改善を求めていくのかについてでございますが、指定管理者のガイドラインに基づきまして、年度ごとに事業報告書の提出を当該年度の終了後30日以内に求めるということになっております。適正に運営がなされているか定例監査を実施することになりますので、担当課といたしましては常に現場の状況を把握するとともに、児童センター運営協議会や保護者のご意見を伺いながら、指摘事項等が生じた場合は速やかに改善に向け指導監督するように努めてまいりたいと思っております。

また、子育て支援室主催の児童センター施設長会を毎月実施しておりますので、致芳児童センターの園長にも出席いただきまして、保育業務や運営方針並びに施設の運営管理等、統一した見解のもと実施してまいりたいと考えております。

改善点でございますが、経費についてはもう少し縮減できる可能性があるのではないかと思いますので、その点をこれから詰めていきたいと考えております。また、公民館との合築

のために安全・防災関係については特に連携していくことが必要であると思いますので、今後はお互いの協力体制のもと、構築に向け取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 高橋孝夫議員のご質問にお答え申し上げます。

長井職業訓練協会の現状の動きでございますが、経営状況につきましては、昨年度事件があったというふうなことで、実際に実施をした普通訓練などの講座に対する県からの補助金が入らなかったというふうな状況もございまして、今年度はスタート時点から相当に厳しい状況からのスタートであったというふうなことで聞いてございます。

しかしながら、今年度に入りまして県からの普通訓練の補助金の概算交付がなされ、さらに3カ月間実施されます短期の研修、求職者向けのパソコンの委託訓練なども落札されたというふうな状況などもございまして、この厳しい状況の中で何とか運営を続けているというふうな状況に入っております。

なお、今年度後半に、後期に入りまして独自のパソコン講座を4回、さらには来年度に向けての先ほど市長からの話もありましたが、技能士検定に向けた受験講座を開催するというふうなことで、職業訓練機関として相当な需要があるというふうなことで理解をしております。

補助あるいは独自事業ということで参加費等をいただいて事業を実施するというふうな内容もあるわけなんです、そうした事業を展開しながら経営的にも乗り切っていくというふうな考え方でございます。

なお、総体的な事業の内容といたしましては、新たな訓練メニューなども構想しているというふうなことでございまして、この厳しい雇用状

況の中でその職責を果たしていくというふうなことの取り組みが進められているというふうなことで期待をし、また見守っていきたいというふうな考えでございまして、以上です。

○町田義昭議長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

平成20年度決算と平成21年度予算での県事業負担金はどの程度であるかということですが、平成20年度の負担金につきましては、一般県道木地山九野本線1路線の事業費の部分でございまして、道路改築事業系ということで10%負担で、1件、108万5,000円となっております。

また、平成21年度当初予算につきましては、一般県道木地山九野本線、主要地方道長井大江線及び長井白鷹線の3路線の整備に係る負担金、これも同様に道路改築系の率でございまして10%で、合計で391万5,000円でございます。

このたび12月補正で計上させていただいております主要地方道長井飯豊線の消雪ポンプ整備事業負担金を計上させていただいております。こちらは積雪寒冷地系という負担金でございまして、5%でございまして、15万円で、合わせまして21年度12月補正までの合計でございますと、406万5,000円となっております。以上でございます。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきましてありがとうございました。

1つだけおわびをしておきますが、私も勘違いをして申し上げましたから、点数のところは、これは言われてよく見てみればそのとおりということですので、おわびをしておきたいと思えます。

総務課長にお伺いをしますが、結局のところは使用料の問題のところを言うと、これだからいいのだということにはならなくて、いろんな

+

例を見て、最終的には県の指導をもらって判断をしたということになるんだということだと思います。

だけど、私はちょっとおかしいのではないかなと思うんですね。体育使用料というのは、例えば幼児や高校生や一般とすれば、一般の方が高いんでしょ、大体ね。今回は、年齢低い方が高いんですよ。だからそういうことっていうのは私は直接的に当てはまらないのではないかと、こう思うんです。これはどうもすれ違いのようですけれども、私にもちゃんと整理をしないといけない時期なんだと思うんですよ。それがあから市長に答弁いただきましたけれども、ずっとこのまんまにしておけないとは思っているんですよ、問題を引きずりながら、根拠となる条例もなくずっとこのまま、例えば何年も使用料にこういう差をつけて引っ張るなどということは基本的にはできないのだと思うんです。

そこで、質問でも申し上げていきますけれども、例えば認定こども園でもいいんです。今、現状の児童センターの方式では無理があるわけですから、そここのところをもう期限を切ってやっばり市では整理をするということが私は必要なんだと思うんです。そうでなければ、このあり方というのはいつまでも議論になってしまうと私は感じているんですけれども、そこはどのような見解ですか。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 お答えいたします。

私の頭の中では、いつまでも議論になるようなことでは私はないのではないかと考えております。体育施設の使用料の関係は、確かに年齢が高い、低いところで、高い方が高いんでしょうけども、この児童センターの場合はあえて説明申し上げませんでした。小さいお子さんほどいわゆる職員の配置が余計にと申しますか、手厚くしなければならぬという部分がございます。となれば、その分、当然人件費等マンパ

ワーに要する経費とか、そこは増加するわけですから、先ほど申し上げましたようにその部分で使用料を増額していただくというのは、私は理屈に合った話であるというふうに思っております。

それから、その規定に関しては、児童センターの設置条例の中で、使用料という条項が設けられておまして、そこでこのたび9月定例会におきまして指定管理者導入にかかわる部分の条例改正とともに、条例の議決をいただいたということでございますので、しっかりその根拠となる部分のところは設置条例ということにはなるんだろうというふうに思います。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 設置条例決まったからいいのだという、そういう理解ではないと思うんです。私は本来のあり方から言えば、これは疑義があるというふうに申し上げているんです。言われている説明は私は理解できません。例えば、プールの使用料でも体育施設でもそうですけれども、安全管理というふうな意味でいえば、小さい子供が使用する際は、それは監視の目があってちゃんと人を配置をしなければならぬという理屈は同じなんです。だけど、料金体系は別でしょう。それは通らない話だと私は思うんですよ。だからそういうことをこじつけをしないで、本来どういうふうにあるべきなのかというところを私は議論していかないといけないというふうに思っているんです。

そこは、きょうの段階では詰まりませんから、いずれ何かの形でまたやることにして、ただ、言い方としては、その条例も既に通ったのだから、これが根拠ですよという言い方は、それは当局はなさるかもしれないけど、その決まり方自体が疑義があるというふうに申し上げているんですから、そういう言い方はこれからはぜひ私はやめていく必要があるのではないかと。何でも決まったからやるというふうなことになっ

ていったら、ちょっと大変なことになりはしないかというふうに私は思います。それはこれからまた議論をさせていただきたいと思います。

最後にですが、市長にお伺いしますけれども、職業訓練協会、職業訓練校の課題です。市の総合計画見ているんですけども、その中には具体的にどこでというのはなかなか示されていません、いろんな例えば工業を発展をさせる、技能を向上させる、長井市の実施計画の中には勤労センターにこういう補助をすとかこういうふうにするというのはあるんですけども、どこにも出てこないのです、職業訓練校の取り扱いというのは。それは、総合計画などの見直しの際にぜひ私は入れてほしいというふうに申し上げましたが、そのことについてだけ考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、総合計画の中にはいわゆるそういった具体的なことが残念ながら欠落しておりますし、そこまでは詰め切れないんだらうと、やはり実施計画の中でそれらについてはきちんと明示しなきゃいけないと思いますが、職業訓練校については、やはり市の外郭団体という言い方はちょっと違うかもしれませんが、そういった施設ではございませんので、やはりきちっと協議しながら合意した部分を実施計画に上げると、そういったことは必要なのだと思いますので、今後それらについてはぜひ重要な機能を持っている学校でありますので、配慮していかなくちゃいけないというふうに思います。

あとなお、別な件で恐縮でございますが、ちょっと訂正をさせていただきたいんですが、先ほど国、県の直轄事業負担金の動向と市の考え方ということで、県事業に係る市町村負担金について、私の方で誤って地方自治法第27条というふうに申し上げましたが、これは正確には地方財政法第27条の誤りでしたので、ちょっと自

分ではそのつもりでおったんですが、申しわけございません、おわびして訂正させていただきます。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○町田義昭議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

谷口栄子議員の質問

○町田義昭議長 順位8番、議席番号5番、谷口栄子議員。

(5番谷口栄子議員登壇)

○5番 谷口栄子議員 12月定例会一般質問。通告しております3点について質問させていただきます。答弁は、市長、教育長、企画調整課長、商工観光課長、文化生涯学習課長にお願いいたします。

12月定例会最後の質問者です。しばらくのご清聴をよろしくお願いいたします。

初めに、本市でも新型インフルエンザワクチン予防接種に1回目2,000円、2回目1,000円の助成を3,675人分で882万円補正予算に追加され、今議会に提案されております。11月30日付新聞に、全国的に新型インフルエンザに感染した人の割合が5歳から14歳では約50%に上がる計算になることが、国立感染症研究所が算定した推計患者数などからわかってきました。厚生労働